

石狩市地域未来投資促進条例の一部改正について(原案)

1 改正の内容

地域経済を牽引する事業の促進を通じ、地域における経済の更なる活性化を目指すために平成 30 年に制定した石狩市地域未来投資促進条例について、増設において一定の条件を満たす事業についての課税免除期間を延長することができることとするため、石狩市地域未来投資促進条例の一部を改正します。

【改正する条項】

・第6条(抜粋)

改正前	改正後
【課税免除期間】 3年度分	【課税免除期間】 3年度分
【免除額】 各年度につき固定資産税と都市計画税を合算して1億円を上限とする	【免除額】 各年度につき固定資産税と都市計画税を合算して1億円を上限とする
	【免除期間延長】 課税免除を受けることとなった事業者の行う事業が次の各号に掲げる場合は、課税の免除をそれぞれ当該各号に定める年度分に限り延長 (1) 特に公共性が認められる場合 1年度分 (2) 特に先進性が認められる場合 1年度分

2 改正の背景

現在、新設に限り一定の条件を満たした事業に対する課税免除期間の延長制度を定めていますが、近年の立地動向を鑑み、また、増設においても地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画の承認や先進性の確認を受ける事業者が見られること等から、新たに増設においても課税免除期間の延長制度を定めるものです。